名　称　佐渡大埼灯台
位　置
所在地　新潟県佐渡市（大埼）
北　緯　三八―〇五―四六
東　経　一三八―一四―五八
変更した事項
位　置
所在地　新潟県佐渡市（大埼）
北　緯　三八―〇五―三八
東　経　一三八―一四―五五
記　事　補正

名　称　関岬灯台
位　置
所在地　新潟県佐渡市（関岬）
北　緯　三八―一五―〇二
東　経　一三八―二四―〇〇
変更した事項
位　置
所在地　新潟県佐渡市（関岬）
北　緯　三八―一五―〇二
東　経　一三八―二四―〇二
記　事　補正

名　称　弾埼灯台
位　置
所在地　新潟県佐渡市（弾埼）
北　緯　三八―一九―五二
東　経　一三八―三〇―四五
変更した事項
位　置
所在地　新潟県佐渡市（弾埼）
北　緯　三八―一九―五一
東　経　一三八―三〇―四九
記　事　補正

名　称　城ケ鼻灯台
位　置
所在地　新潟県佐渡市（城ケ鼻）
北　緯　三八―〇一―一八
東　経　一三八―三三―一四
変更した事項
位　置
所在地　新潟県佐渡市（城ケ鼻）
北　緯　三八―〇一―一六
東　経　一三八―三三―〇七
記　事　補正

○海上保安庁告示第三十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　仁万港東防波堤灯台
位　置
所在地　島根県仁万港（東防波堤外端）
北　緯　三五―〇九―二九
東　経　一三二―二三―五八
廃止年月日　平成二十五年一月八日

○海上保安庁告示第三十三号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　仁万港沖防波堤灯台
位　置
所在地　島根県仁万港（沖防波堤西端）
北　緯　三五―〇九―三〇
東　経　一三二―二三―五三
変更した事項
名　称　仁万港西沖防波堤灯台
位　置
所在地　島根県仁万港（西沖防波堤北端）
北　緯　三五―〇九―三四
東　経　一三二―二三―四七
塗色及び構造　赤色　塔形
灯　質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十五年一月八日

○海上保安庁告示第三十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　高知港第十七号灯浮標
位　置
所在地　高知県高知港（大畑山三角点の北北西方約一・七キロメートル）
北　緯　三三―三二―四六
東　経　一三三―三三―四六
変更した事項
光　度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十五年一月九日

名　称　高知港第十九号灯浮標
位　置
所在地　高知県高知港（大畑山三角点の北北西方約二・二キロメートル）
北　緯　三三―三二―〇四
東　経　一三三―三三―四三
変更した事項
光　度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十五年一月九日

○海上保安庁告示第三十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　京浜横浜シーバース灯
位　置
所在地　京浜港横浜区（鶴見信号所の南東方約三・七キロメートル）
北　緯　三五―二七―一二
東　経　一三九―四三―四一
廃止年月日　平成二十五年一月十日

○海上保安庁告示第三十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　江須埼灯台
位　置
所在地　和歌山県西牟婁郡すさみ町（江須埼）
北　緯　三三―二九―五五
東　経　一三五―三五―三三
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十五年一月十日

○海上保安庁告示第三十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　橘港電発揚炭バース沖D灯標
位　置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約四・九キロメートル）
北　緯　三三―五一―二九
東　経　一三四―四〇―一九
変更した事項
高　さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
記　事　一　附属施設　レーダー反射器
二　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十五年一月十一日
記　事　一時名称等変更中のところ高さ及び記事変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第三十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　長崎市網場湾海洋牧場施設灯
位　置
所在地　牧島（長崎県長崎市）山頂の南西方約八五〇メートル
北　緯　三二―四五―〇九
東　経　一二九―五七―五四
廃止年月日　平成二十五年一月十五日